

介護保険給付外の高齢者在宅サービス

※年齢未記入は対象年齢65歳以上

○日常生活を支援するために

サービスの種類	対象者		サービス内容	利用料	相談・申請先
高齢者補聴器購入費用助成	耳鼻咽喉科での聴力検査で、中等度難聴と診断され、医師から補聴器装用が必要と認められた方		補聴器1台につき、4万5千円を限度に助成。(両耳への装用が必要と認められた場合は、9万円が限度) ※購入前に交付決定を受けることが必要	無料 所得制限あり 世帯の全員が前年(1～6月の申請は前々年)の合計所得金額350万円未満の方	地域包括ケア推進課 在宅サービス係 03-3228-5632
ほほえみサービス事業 (会員制有償在宅福祉サービス)	中野区内にお住まいで高齢や障害、病気など何らかの事情により家事や身の回りの世話などの支援が必要な方		区民の支え合いによる有償の在宅福祉サービスです。家事や外出の付き添い、身のまわりの世話、趣味のお手伝いなどを行います	ほほえみサービス会員 利用会員会費：(初年度)登録月 4月～11月3,000円／年 12月～3月1,000円／年 900円／1h	中野区社会福祉協議会 ほほえみサービス事業 03-5380-0753
自立支援 住宅改修等 給付事業	設備改修	要支援1以上で、介護保険に加え、設備改修が必要と判断された方(所得制限があります)	浴槽取替えおよび付帯して必要な給湯設備工事、流し・洗面台取替え、便器の洋式化 ※事前に要相談	給付額の1割 (限度額以上は全額自己負担) 生活保護受給世帯、高齢福祉年金受給者で住民税が非課税の世帯又は中国残留邦人支援法の支援給付受給者は免除	最寄りの地域包括支援センター (32ページ参照)
	予防給付	要介護認定が「非該当」であるが、予防的改修や日常生活用具の給付が必要と判断された方(所得制限があります)	手すり、段差解消、便器の洋式化などの工事や入浴補助用具、スロープなどの給付 ※事前に要相談		
おむつサービス	費用助成	医療機関(介護保険施設以外)に入院中の常時失禁状態の方(介護要件は不要です) 生活保護受給者は対象外	月額6,000円を限度におむつ代を助成	無料 所得制限あり 世帯の全員が前年(1～6月の申請は前々年)の合計所得金額350万円未満の方 申込受付は前月の末日まで(土日祝はその直前の平日)	
三療サービス (鍼、灸、マッサージ)	施設内	60歳以上の方	中野区鍼灸按摩マッサージ師会に委託。高齢者会館などで月1回実施。登録制	900円／1回	地域包括ケア推進課 在宅サービス係 03-3228-5632
	出張	常時寝たきり状態の方や身体障害者手帳1級所持の方等で、施設内サービスを利用することが困難な方	国家資格を持った施術者が利用者宅を訪問して施術。年4回まで委託先は同上	900円／1回	出張サービスについては最寄の地域包括支援センター(32ページ参照) 施設サービスについては高齢者会館等各会場
いきいき入浴・はつらつ事業 (公衆浴場開放)	65歳以上の方 ※介助者が必要な場合、1人まで同行可		公衆浴場で、定期開放(第2・第4指定曜日)と特別開放(年3回)を実施(登録制)。定期開放日にはつらつ事業を実施	100円／1回	福祉推進課地域福祉推進係 03-3228-8963 申請先は、利用したい浴場
認知症高齢者等 個人賠償責任保険	要支援1以上で在宅で生活している、認知症による徘徊行動のある方(初老期認知症の方は40歳以上)又は医師により認知症の診断を受けている方		日常生活の偶然の事故により第三者に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合、3億円を限度に補償	無料	最寄りの地域包括支援センター (32ページ参照)

○介護者のために

サービスの種類	対象者	サービス内容	利用料	相談・申請先
高齢者緊急一時宿泊事業	概ね65歳以上で、介護者の急病や、高齢者虐待など家族の事情により在宅が困難で緊急を要する方(介護認定の有無は問いません)	原則14日以内。区と委託契約を行っている有料老人ホームや特別養護老人ホーム等のベッドを利用します	①有料老人ホームは定められた負担額 ②特別養護老人ホーム等は介護保険法による利用者負担額、食費、滞在費及び雑費	最寄りの地域包括支援センター(32ページ参照)
家族介護教室	認知症などの高齢者を自宅で介護している方	介護方法の学習と、在宅介護をしている方向士での情報交換の場を提供します(区内4か所で実施)	無料 定員／各回15人程度	お問い合わせは最寄りのすこやか福祉センターへ

○安否確認・安全確保

サービスの種類	対象者	サービス内容	利用料	相談・申請先
徘徊高齢者 探索サービス	要支援1以上の徘徊行動のある認知症高齢者を常時介護している方	GPSを活用した位置情報専用探索機を貸出し、徘徊時に位置検索を行い情報提供	600円／月 住民税非課税世帯の方は300円／月	最寄りの地域包括支援センター (32ページ参照)
緊急通報システム	65歳以上の「ひとり暮らし高齢者」「高齢者のみの世帯の方」「日中独居状態になる高齢者」その他区長が特に必要と認める方	民間受信センターに通報できる緊急通報システム(機器本体、緊急ペンダント、見守りセンサー、火災センサー)を貸与し急病等に対応	①特定の慢性疾患等により日常生活で常時見守りを要する「ひとり暮らし高齢者」「高齢者のみの世帯の方」600円／月(住民税非課税世帯の方は300円／月) ②「①」以外の方1,300円／月(住民税非課税世帯の方は650円／月)	
緊急連絡カード (救急医療情報キット)	概ね70歳以上の「ひとり暮らし高齢者」「高齢者のみの世帯」「日中独居状態になる高齢者」等	緊急の際、速やかに対応できるよう緊急連絡先や主治医等を記載したカードです。カード情報は区・民生児童委員・地域包括支援センターで共有します。カード作成者には外出時の携帯用にキーホルダーを配布します。	無料	地域活動推進課 地域支えあい活動支援係 TEL:03-3228-5582 最寄りの区民活動センター

○権利擁護サービス

サービスの種類	対象者	サービス内容	利用料	相談・申請先
成年後見制度に関する相談	成年後見制度の利用が必要な方、手続きについて知りたい方、成年後見人等を受任している方	成年後見制度に関する相談全般、候補者紹介、後見人等への相談支援	無料	中野区成年後見支援センター TEL :03-5380-0134 FAX:03-5380-0591
あんしんサポート事業	65歳以上の単身高齢者で、頼れる親族が近隣にいない、契約内容が充分理解できる判断能力のある方	①基本サービス 定期訪問、あんしん電話、入院バッグのお届け ②金銭管理・手続き支援サービス ③緊急連絡先の登録 ④入院時支援サービス ⑤家事援助・介護援助サービス ⑥死後の連絡先・情報登録サービス ⑦葬儀手続き支援サービス ⑧専門職の紹介 ※②～⑧のみの利用はできません	基本サービス利用料15,000円(年間) ①基本サービス利用料に含まれます ②～④1回1時間まで2,500円(時間延長の場合1時間1,000円) ⑤1時間900円 ⑥無料 ⑦相談無料、別途葬儀会社への契約金が必要 ⑧紹介無料、別途専門職への報酬等が必要	中野区社会福祉協議会 あんしんサポート TEL :03-5380-1995 FAX:03-5380-0591
地域福祉権利擁護事業 (日常生活自立支援事業)	認知症高齢者など、判断能力が不十分なため福祉サービスの手続きや金融機関の利用が困難な方	①福祉サービス利用援助 利用手続き、支払い支援 ②日常金銭管理サービス 預金の引き出しや公共料金の支払い ③書類預かりサービス 権利証など重要書類を金融機関貸金庫で預かる ※②③のみの利用はできません	①②は、1回1時間まで1,000円※1 通帳をアシストなかのに預ける場合は1回1時間まで2,500円※1(免除規定あり) ③月額1,000円※1(1時間を超えた場合30分ごとに500円を加算)	中野区社会福祉協議会 アシストなかの(権利擁護事業) TEL :03-5380-6444 FAX:03-5380-0591
苦情相談	福祉サービス事業者への苦情を申し立てたい方	福祉サービス事業者への苦情を調整します	無料	
民間福祉サービス 紛争調停	区内で民間事業者や地域団体等が提供する有償の福祉サービスについて紛争のある利用者又は民間事業者	専門の調停委員が客観的な立場で適正な調停を行います(内容によっては対象とならない場合があります)	無料	福祉推進課 庶務係 TEL:03-3228-8757